

国土審議会離島振興対策分科会 第13回離島振興対策分科会

平成27年6月24日

【吉田離島振興課長】 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

皆様方には、ご多忙の中、本日の分科会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。国土審議会離島振興対策分科会の委員及び特別委員、総数20名のうち、半数以上のご出席をいただきましたので、ただいまから、第13回国土審議会離島振興対策分科会を開催いたします。

私は国土交通省国土政策局離島振興課長の吉田でございます。どうぞよろしくお願いたします。着席して失礼します。

初めに、会議の公開について説明させていただきます。国土審議会運営規則により、会議または議事録は公開することとされておりますので、本日の会議も一般の方の傍聴が可能となっております。あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

本会議については、おおよそ1時間程度を予定しております。

それでは、分科会を始めます前に、お手元の資料を確認させていただきます。議事次第の次に、資料1、2、3、4、5と資料が5つございます。ご確認お願いいたします。

補足資料1、2、最後に参考資料ということになっております。過不足がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

続きまして、当分科会の委員のご紹介ですが、資料の1「国土審議会離島振興対策分科会委員名簿」をご覧ください。

本日、ご出席いただきました委員を紹介させていただきます。

国土審議会委員から、当分科会委員に細田博之委員がご就任いただいております。よろしくお願いたします。

次に、特別委員についてご紹介させていただきます。衆議院議員から、谷川弥一委員。

【谷川委員】 どうも。

【吉田離島振興課長】 宮腰光寛委員。細田健一委員。

【細田（健）委員】 よろしくお願いたします。

【吉田離島振興課長】 武部新委員。

【武部委員】 よろしくお願いたします。

【吉田離島振興課長】 松原仁委員。

【松原委員】 よろしくお願ひします。

【吉田離島振興課長】 続きまして、参議院議員から、尾辻秀久委員。

【尾辻委員】 よろしくお願ひします。

【吉田離島振興課長】 磯崎仁彦委員。

【磯崎委員】 お願いいたします。

【吉田離島振興課長】 山本博司委員。

【山本委員】 よろしくお願ひします。

【吉田離島振興課長】 儀間光男委員。

【儀間委員】 よろしくどうぞ。

【吉田離島振興課長】 続きまして、佐渡市長の甲斐元也委員。

【甲斐委員】 よろしくお願ひします。

【吉田離島振興課長】 笠岡市長の三島紀元委員。

【三島委員】 よろしくお願ひします。

【吉田離島振興課長】 八丈町長の山下奉也委員。

【山下（奉）委員】 よろしくお願いいたします。

【吉田離島振興課長】 有識者の特別委員として、阿比留勝利委員。

【阿比留委員】 よろしくお願ひします。

【吉田離島振興課長】 山下東子委員。

【山下（東）委員】 よろしくお願ひします。

【吉田離島振興課長】 以上の方にご就任いただいております。

なお、本日、ご都合により、下地幹郎委員、島根県知事の溝口善兵衛委員、長崎県知事の中村法道委員、鹿児島県知事の伊藤祐一郎委員はご欠席となっております。

本日ご出席いただきました皆様方におかれましては、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、国土交通省の出席者を紹介させていただきます。

西村国土交通副大臣でございます。

【西村副大臣】 本日はよろしくお願ひ申し上げます。

【吉田離島振興課長】 本東国土政策局長でございます。

【本東国土政策局長】 どうぞよろしくお願ひいたします。

【吉田離島振興課長】 館大臣官房審議会国土政策局担当でございます。

【館大臣官房審議官】 よろしくお願いいいたします。

また、各省庁の離島振興施策に係る事業を担当されている部署の方々にも、本日、ご出席いただいております。よろしくお願いいいたします。

最初に、議事次第に沿いまして、分科会長の互選に入りたいと思います。分科会長は、国土審議会令第2条第4項の規定により、当該分科会に属する委員のうちから、当該分科会に属する委員及び特別委員がこれを選挙するということになっております。したがって、当分科会唯一の委員でおられます、細田博之委員をお願いしたいと存じますが、特別委員の皆様方、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【吉田離島振興課長】 特段、ご異議がないようでございますので、細田博之委員にご就任いただきたいと思います。

それでは、細田分科会長より、一言ご挨拶をお願いいたします。

【細田(博)分科会長】 皆様、こんにちは。本日は、大変お忙しい中を、第13回離島振興対策分科会にご出席いただきありがとうございます。お配りしたような議題がございますので、早速、審議に入ることといたして、挨拶は短くいたします。よろしくお願いいします。

【吉田離島振興課長】 ありがとうございます。

議事に先立ち、本日は西村国土交通副大臣にご出席いただいておりますので、ご挨拶、お願いいたします。

【西村副大臣】 第13回の国土審議会離島振興対策分科会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、細田分科会会長はじめ委員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご出席賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより、国土交通行政、また離島振興をはじめとするさまざまな案件にご理解とご協力を賜りましたことに対しまして、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

皆様、ご承知のように、離島は国家的に大変重要な役割を果たしておりまして、我が国の領域、排他的経済水域の保全や海洋資源の利用などの観点から、今日、ますますその重要性が増しているところでございます。昭和28年の離島振興法の制定以来、さまざまな社会資本の整備などによりまして、生活環境や産業基盤の改善が進められてきたところでございます。

一方、離島を取り巻く状況は、著しい人口減少や高齢化の進展などによりまして、依然として厳しい状況にあると認識しております。離島の振興は大変重要な課題と考えているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、離島振興法におきましては、人口の著しい減少の防止や定住の促進などを図ることが明記されておきまして、離島活性化交付金を活用したソフト事業などによる離島振興が明確に位置づけられているところでございます。

本日は、離島指定検討部会において精力的に審議を重ねていただきました、香川県高松市の大島の離島振興対策実施地域への追加指定の是非につきまして、ご審議いただくとともに、平成26年度に離島の振興に関して講じました施策について、ご報告を申し上げることになっております。皆様方から忌憚のないご意見、また活発なご議論をお願いしたいと思っております。

どうぞ本日はよろしくお願ひ申し上げます。

【吉田離島振興課長】 ありがとうございます。

なお、これから議事を開始しますので、報道関係者及び一般の方の以降のカメラ撮影についてはご遠慮願ひます。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様方のご発言の際は、お手元のスタンドマイクをお使ひいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、細田分科会長にお願ひしたいと存じます。細田分科会長、よろしくお願ひいたします。

【細田（博）分科会長】 それでは、議事に入ります前に、国土審議会令第2条第6項の規定により、分科会長が分科会長代理を分科会に属する特別委員の中からあらかじめ指名することとなっておりますので、私から阿比留特別委員にお願ひいたしたいと思ひます。よろしゅうございませうか。

（「異議なし」の声あり）

【細田（博）分科会長】 ありがとうございます。

【阿比留委員】 よろしくお願ひいたします。

【細田（博）分科会長】 それでは、議事を進めます。

本日の議事といたしましては、「香川県高松市大島の離島振興対策実施地域追加指定の是非について」、「平成26年度に離島の振興に関して講じた施策」の2件でございませう。

早速ですが、1件目の香川県高松市大島の離島振興対策実施地域追加指定の是非につき

まして、これまでの簡単な経緯を事務局に説明を求めます。

【吉田離島振興課長】 それでは、私のほうから説明させていただきます。

資料につきまして、資料2、A3の1枚紙をごらんください。

委員の先生方、皆様、既にご存じのように、離島振興対策の実施地域は、離島振興法第2条に基づき、主務大臣が指定することとなっております。高松市大島につきましては、A3の右側の「香川県高松市大島の追加指定について」という四角囲みをごらんください。

大島は、左側にございます指定基準における要件は満たしております。平成25年の離島振興対策分科会におきまして、離島振興法第1条の目的に沿うように行うという離島振興施策に関して、この島の判断が求められたところをございます。離島振興法第1条につきましては、島民の生活の安定、交流の促進、定住の促進という内容になっておりますけれども、平成25年当時の分科会におきましては、振興方策が未定であったということから、方針ができてから、この島の指定については再検討するということになっておりました。

右側に戻りまして、香川県高松市では、有識者等からなる「大島の在り方を考える会」という会を設置していただきまして、振興方策を検討していたところをございます。昨年11月に、同市により振興方針及び振興方策が策定されたところをございます。策定されました振興方針及び振興方策を踏まえまして、見直し後の離島指定基準の運用に関する留意事項3、これは左側の横長の四角にあります留意事項ですけれども、に基づき、検討部会などでその指定についての検討をしていただいたところをございます。

現地視察等々も含め、これまで検討しました結果、3のところに「香川県高松市大島の概要及び主な振興策」と書いておりますけれども、そのすぐ下のところに、この島は、大半が国立療養所大島青松園が占める離島となっているところで、同園の入所者や職員等の関係者のみが居住している。方針としては、短期的には人権学習などによる歴史の伝承や交流促進を中心とした振興方策を実施しつつ、将来的には定住促進を目指すということになっております。

具体的には、右側のほうに、「人権学習」「瀬戸内国際芸術祭」「さらなる振興に向けて」ということで、これからやっていく交流ないしは定住についての検討をしたところをございます。

6月17日に離島指定検討部会で、このような内容について、指定の可否について検討をされたところをございます。

私からは以上です。

【細田（博）分科会長】 ありがとうございます。

続きまして、大島の追加指定の是非につきまして、離島指定検討部会部会長の阿比留特別委員に説明を求めます。阿比留特別委員、よろしくお願いをします。

【阿比留委員】 それでは、離島指定検討部会で検討しました結果をご報告いたします。

ただいま、資料2によってこの検討の経過が説明されましたので、結論に近いところだけをご説明をさせていただきたいと思います。

資料3をごらんいただきたいと思います。資料3は○で項目が6項目立ててございます。上から4つ目までは、ただいまの資料2の報告の中に入っておりますので、結果的に、振興方策が離島振興法第1条の目的条項に沿っているものであるかどうかというのを中心に検討いたしました。

本年2月24日に現地視察を実施いたしました。6月17日の第6回離島指定検討部会において、その是非を検討いたしました。

部会での検討の結果、大島は指定基準における人口等の要件を満足している。現在、人権学習、瀬戸内国際芸術祭を契機に、島外との交流が徐々に活発化している。振興方策は、住民のご意向をはじめ、現状を踏まえた交流中心の現実的なものを策定されておりまして、さらなる振興策も中長期的に考えられているということでございます。

このことから、資料3の一番最後の○が結論でございますが、最後の○のとおり、離島振興法第1条の目的に沿った振興策が講じられるものと考えられる、このような判断から、部会としまして、指定基準に基づき追加指定をすることが適当であるということになりました。

以上、簡単でございますけれども、離島指定検討部会からの報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

【細田（博）分科会長】 ありがとうございます。

ただいま、説明のありました大島の追加指定の是非につきまして、ご審議いただきたく存じます。ご質問、ご意見がございましたら、お願い申し上げます。

尾辻先生。

【尾辻委員】 あえて、元厚生労働大臣の尾辻でありますと申し上げます。

ただいま議題になりました香川県高松市の大島は、資料にもありますように、島の大半を国立療養所大島青松園が占める島であります。この国立療養所大島青松園というのは、

ハンセン病の療養所であります。そこで、改めて、ハンセン病について述べておきたいと思います。ハンセン病患者の皆さんに国がどんな仕打ちをしたのか、一つ間違うと国がどんなむごいことをするのかということについてであります。

そこで、厚生労働省に、まず尋ねます。その前に、一つやはりこれは言わせてください。療養所に子供を連れていったお父さんの手記を読んだことがあります。連れていく途中で、もうこれが親子で食べる最後の食事になるだろう、そう思ったから、途中で町の食堂に寄って、貧乏していたけれども精いっぱい食事をとってやった。「おいしいだろう」と言ったら、「まずい」と子供が言った。何と答えていいのか、言葉に窮したと書いておられました。これが療養所なのであります。療養所という言葉にあらわされるような、決してきれいなものではないのであります。

そこで、厚労省にまず2点尋ねます。今でこそ療養所と言っているけれども、当初、そんな呼び方ではなかったと思う。何と呼んでいたかというのが1点であります。

2点目、医学的にハンセン病、当時は、らい病と言った。このらい病が感染することはないということが確立されてから、患者を隔離するという法律を廃止するまでに、一体、何年かかったか、まずこの2点を教えてください。

【細田（博）分科会長】 厚生労働省。

【厚生労働省】 厚生労働省の医療経営支援課長でございます。ただいま、尾辻先生からご質問があった2点について、お答えをさせていただきたいと思っております。

初め、1点目でございますが、昔のハンセン病療養所はどういう名称だったかということにつきましては、これは大島青松園でございますが、第4区療養所という呼び名を、明治42年でございますが、していたということになってございます。その上で、昭和16年に国立らい療養所大島青松園という名称に改称されまして、話が前後して恐縮ですが、明治42年のときは香川県知事の管理の療養所でございます。昭和16年7月でございますが、厚生省に移管をされまして、国立らい療養所大島青松園という名称になってございます。

2点目のご質問でございますが、昭和6年にらい予防法というものが施行されまして、この法律が廃止をされたのが平成8年でございます。したがって、先生のご質問のお話をすれば、平成8年ではないかと考えてございます。

もう1つ、昭和21年に日本でプロミンという薬が使われてございます。これによりまして、もう治る病気となっていたのですが、その後もらい予防法によって、当時、外出の

禁止でありますとか、いろいろやっていたと私ども、承知してございます。

【尾辻委員】 くどくど言ったけれども、聞きたかったのは、今のあなたの説明でも昭和21年にはもう治る病気だったんだよね。昭和21年に治る病気であることがはっきりしていたのに、予防法を廃止したのは何年って言った？

【厚生労働省】 平成8年でございます。

【尾辻委員】 平成8年でしょう。どうぞ皆さん、このことは知っておいてください。昭和21年に治る病気だというのがはっきりしたのに、平成8年まで隔離するという法律はそのまま置いていたんです。こんなひどい話はない。これは何も厚労省だけを責めようとは思わない。立法府にいる私にも責任があることであるから、自分の責任も大いに感じながらこのことを言っているんです。

あえてこういう質問をして、このことを確認したかということ、国は総力を挙げて、ハンセン病の皆さんには償いをしなきゃいけないんだということは確認をしておきたいと思う。そうすると、総力を挙げて確認をしなきゃいけないのに、今ごろ、指定の是非がどうだなんていうのは、これもまたここまでうっちゃっていたことが大変おかしいと思うから、私はこんなことを言っているわけでありまして。何も指定のこととハンセン病対策は、役所も国土交通省と厚労省と別々だと言うかもしれないけれども、国が総力を挙げて対応すべきことであるということは、国全体で考えるべきことであって、何も役所が違うからとか、法律のそもそもの趣旨が違うとかなんていうことを言う話ではない。

もう何でこんなことを今まで、総力を挙げるという立場に立てなかったのかなと大変残念に思いますということを申し上げ、厚労省も、一生懸命やろうと思ったら、やはりこういうこともぜひ指定してくださいよ。我々も全力を挙げるけれども、指定もしていただいて、やれることをみんなでやりたいんですとなぜ言わなかったのかなとつい思って愚痴も言いたくなるのであるけれども、そんなことを申し上げて、このことの是非については、もう当然、指定すべきだという意見を述べたいと思います。

長くなってすみませんでした。

【細田（博）分科会長】 ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ、磯崎先生。

【磯崎委員】 地元香川県出身で、今回、委員をさせていただいておりますので、一言、発言をさせていただければと思います。

香川県のほうからは、昨年、小豆島を離島指定をさせていただきまして、感謝をいたして

おります。今回、大島ということで、ぜひお願いをしたいと思っております。

冒頭、お話がございましたように、大島は非常に特異な島でございまして、今、尾辻先生からもお話がありましたように、大島青松園というハンセン病の療養所があるというところでございます。

これからの方策を見ましても、早期にまず何をやって、中期に何をやって、将来的に何をやるかという、おそらく3段階でこれからの振興策が提出をされているかと思えますけれども、今まさにお話がございましたように、いわゆる人権教育ということで、ハンセン病を通じてどのような差別が行われてきたかということ、やはり小学生、中学生、高校生、そういった人にきちんと認識をしてもらうということで、今、ハンセン病の療養所、大島は非常に大きな役割を果たしていると思っております。

もう1つございました瀬戸内国際芸術祭。これは3年ごとに開催をされておまして、来年、3回目の芸術祭が行われる予定になっております。これもやはり離島の振興という意味では非常に大きな役割を果たしておりますので、ぜひとも、香川県としましても、こういうことを通じまして、これから大島の振興に我々も全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、ぜひともご指定をお願いしたいということでございます。

ありがとうございました。

【細田（博）分科会長】 それでは、山本委員。

【山本委員】 私も、この指定に関してはもう是非ともやるべきだという意見でございます。私も、離島、86の島々を回らせていただきまして、特に瀬戸内海も多く回らせていただいております。大島も10回近く行かさせていただいております。また、ハンセンの療養所も、全国、回らせていただいております。そういう意味で、離島振興法の定住促進ということが大きな目的規定の中であるわけでございますので、大島青松園、今はこうしたハンセン病の関係者のみの住まい、住居でございますので、長期的な形で、やはり無人化をしていかない形での施策は今から必要かと思えます。

特に、先ほど尾辻先生もお話があったとおり、国のさまざまな支援がないと進んでいかないんだろうと思います。地元はそういう形での有識者の会議で進めておりますけれども、例えば、今、官用船でございますけれども、栈橋そのものも、まだまだ不十分な状態であるわけでございますので、そうした整備。また、今の医療施設を、今後、どう移行していくかという意味でのさまざまな支援ということもしっかり、厚労省含めた国交省もこういう支援が必要であろうかと思っておりますので、賛成ということを前提にしながらご意見を言わ

せていただきました。

【細田（博）分科会長】 ほかにおられますか。

お三方とも、指定自体にはご異議はないということでもよろしゅうございますか。

それでは、当分科会の意見といたしましては、香川県高松市大島の離島振興対策実施地域追加指定の是非について、国土審議会決定として、新たな離島振興対策実施地域とする旨を国土審議会に対して求めることといたしたいと思います。

それに加えて、ただいまご意見ありましたように、こういう歴史的経緯にもかんがみ、さらに各省において努力をされる、地域の振興も含めて、さまざまな知識、国民に対する教育も含めて、人権教育も含めて、充実した対策をとっていただきたいということで、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【細田（博）分科会長】 それでは、了承ということにいたしたいと思います。

それでは、議事の2件目、「平成26年度離島の振興に関して講じた施策」について、事務局に説明を求めます。

【吉田離島振興課長】 それでは、平成26年度離島の振興に関して講じた施策につきまして、説明をさせていただきます。

資料につきましては、資料4、資料5がございます。資料4はA3の1枚紙、資料5は冊子というか、ホチキスでとめた資料でございます。

本体は資料5のほうです。これを説明しているとさすがに時間がございませんので、失礼ながら、資料4で内容を要約しておりますほうを説明させていただきます。

改めまして、本報告は、離島振興法の第21条の2に基づきまして、毎年、講じた施策について国土審議会に報告するもの、実質的には国土審議会のこの分科会に報告するものとされておりますところ、これに基づいて報告させていただくものでございます。

資料4をご覧ください。平成26年度の離島の振興につきまして、それぞれ1から15までで構成しております。これは本体本文と一緒にです。簡単に説明させていただきますと、法律の中において、どのような離島振興を講じるかという法律に記載されている順番に基づいて取りまとめをしております。取りまとめに当たりましては、当課が中心になりまして、各省庁からそれぞれ情報を提供いただき、まとめたというものでございます。

1番、「地域活性化を推進し定住の促進等を図るための支援」ということで、これは先生方にご尽力いただきました、離島活性化交付金事業等々につきまして、記載をしていると

ころでございます。

2番につきましては、「交通体系の整備、高度情報通信ネットワーク等の充実」ということで、皆さん、ご関心のある離島航路ないしは航空路に関する運賃の低廉化ないしは情報ネットワーク、ブロードバンドの整備等について記載しております。

途中で申しわけございませんけれども、本体本文のほうには、それぞれ例示ないしは件数が記載しておりますので、後ほど、ご参照いただければ幸いです。

戻りまして3番、「農林水産業の振興、地域資源等の活用による産業振興等」につきましては、最初に農林水産業の振興で、都市農村共生・対流総合対策交付金等々の活用、ないしは、皆さんにお力を入れていただいております離島漁業再生支援交付金の活用について記載しております。

4番につきましては、「雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進」としまして、地域雇用開発奨励金等々の活用について記載しております。

5番は「生活環境の整備」、6番については「医療の確保等」で、ここには、今回、平成25年のドクターヘリの実数を参照させていただいております。

右側に移ります。7番、「離島の妊婦健診・出産に係る支援経費」。これは、離島のほうから非常にいろいろと反響、応援の声があります、妊婦さんに対する支援を、当然、ここにも記載させていただいております。

介護につきましては、僻地に関して、訪問介護等の原則、人件費、サービス費用の15%の特別地域加算、それに伴います事業者の低所得者への利用者負担額の1割分を減額する等々の支援について、記載しております。

9番目に「高齢者の福祉その他の福祉の増進」、10番目に「教育及び文化の振興」。この中では、先生方、ご尽力いただいた公立高校への教職員への加算配置、特別な配慮と定数の追加措置と書かれておりますけれども、このようなことが書かれております。

11番目に「観光の開発」、12番目に「国内及び国外の地域との交流の促進」。これはうちのほうで毎年やっておりますアイランダー、このようなものを活用した地域との交流を書いております。

13番目に、「自然環境の保全及び再生」の中には、海岸漂着物地域対策推進事業の活用等について、記載しております。

14番は「再生可能エネルギーの利用その他のエネルギーの対策」でございまして、洋上風力、あるいはガソリンの流通コストの支援事業などについて、触れております。

最後に、15に水害、風害、災害です、そのほかの災害を防除するための必要な施策、整備につきまして、本文のほうで後ほどご参照いただければ幸いですけれども、23ページに、昨年8月に礼文島の豪雨の例などを記載しながら、その施策の内容について書かれております。

なお、すみません、資料5のほうでは、委員の先生方のご参考になるかと思い、ページで言いますと25ページからデータのものを掲載させております。過去の法律の改正の変遷、最近の離島の現状データ等々でございます。何かのお役に立てれば幸いです。

非常に簡単ではございますが、私の説明は以上です。

【細田（博）分科会長】 議事の2件目の振興に関して講じた施策について説明がございましたが、各委員のご意見、ご質問をお願いします。

松原委員。

【松原委員】 離島振興というのは日本において大変大事なことだと思っております。それは排他的経済水域を見てもわかるわけであります。

私、今のご説明に関しては是とするわけでありまして、これはこれで非常に大事だと思っております。しかし、他方において、こうした振興策が打たれながら、27ページを見ると、人口は、昭和30年を100としたら、国交省のデータでも、離島は42、内地は142ということでございまして、離島の振興が、実際なかなか、全体として思うように進んでいないという現状は、この際、認識をするべきだと思っております。

その上で申し上げたいことは、かつてフランスのコルシカ島とかイギリスのマン島においては、よく言われることですが、消費税を内地と違う安い税率にすることによって、言ってみればさまざまな法人が来ることを実現したと聞いております。

東京都を含む都市の活性化のためには、特区制度というものが使われているわけでありまして、その中には税制的なさまざまな特典とかがあるわけでありまして。やはり離島振興というのは、都市部において国際競争力を都市が持つための特区制度を活用するのと同じぐらい思い切った離島特区を、我々は考えていかなければ、なかなか現在のまま、人口減も含めて食いとめることはできないんじゃないかと思っております。

ぜひ細田分科会長の政治力をもって、財務省を説き伏せながら、例えば定住促進のために、やはり法人税を例えば数%でも変えるということを離島で行えば、企業もそこに行くし、定住化も進む。もちろんさまざまな公共事業によって離島振興するというのは必要か

かもしれませんが、現実には、今申し上げたように十分な成果は上げ切れていない。今、イギリスやフランスに学んで、消費税というよりはむしろ法人税が定住にはいいかもしれません。そういった大胆な施策を、今すぐということではないですが、研究課題として、次年度以降、ご検討いただきたいと思います。

【細田（博）分科会長】 ありがとうございます。

ほかにございますか。谷川委員、どうですか。

【谷川委員】 せっかくのご指名ですのでちょっとだけですが、今、松原先生がおっしゃるように、大変な状況にあることは間違いありません。最大の理由は、働く場がないということなんです。もっと突っ込んで言うと、水産業で全く生活ができなくなっている。

理由はいろいろあるんですが、1985年に中国人の6.2%が魚を食べていたのが、2010年には32.2%まで上がってきました。それによる乱獲というのは間違いのない事実としてあるんです、それが1つ。温暖化、冷凍技術の進歩、消費者の魚離れ、全部、離島の人たち、日本人の力で解決できないものばかりなんです。

根本的に角度を変えないと、もう水産業はどうにもならん状況にある。それも頭に入れながら、それに代わるものとして何を持ってくるかということ視野に入れて、今、一つやろうとしているのが終わったら、ぜひ全離島を含めて、根本的にもう一遍、みんなの知恵を借りながらやりたいなと思っております。

よろしくをお願いします。

【細田（博）分科会長】 ほかにございますか。

私からも補足いたしますと、特に私の地元は隠岐の島でありますし、利尻、礼文の方も、伊豆七島の方も佐渡島も壱岐・対馬・五島の方も、皆さん、それぞれ各県に関係の深い方、おられるわけです。瀬戸内海と近い、近距離離島がございまして。

特に現在、国会で審議をしよう、立法をしようという動きがございましてものを紹介しますと、50キロ以上離れたような離島では、今、住民の方が本土に渡ろうといたしますと、片道でフェリーで大体3,000円、遠距離ですから高速船が走るところが多いわけですが、これだと5,000円。本土に出るだけで、病院に行くとか、その他冠婚葬祭とか、いろいろ用事もあるわけがございまして、仕事とか、出るたびに往復1万円ほどかかるというのが現状でございまして、所得水準がただでさえ高くない離島の方々にとっての負担が大き過ぎる。

これが、国道を自動車ですれば幾らであるか、ガソリン代程度。さらに、鉄道

でも、この距離であればさほどのお金がかからないわけですが、離島では往復1万円近くかかる。鹿児島県も、甕島その他、種子島、屋久島、その他、噴火のあった島とかありますけれども、そういったことが生活をしにくくしている。近距離離島の方、瀬戸内海その他は数百円の方が多いんですけれども、これはほぼ赤字海運会社ということで、国交省の補助が出ているわけですが、遠距離になると、県がいろいろ船の助成をすとかということはあるんですが、いろいろな条件に当てはまらなくて、いわば赤字補助金が出ない。そして、運賃を高くせざるを得ない。運賃を高くすると、一応、収支が合ったという計算でまた補助が出ないという悪循環になっていて、結果としては、観光客も減り人口も減るということになっております。

現在、国境離島の振興だけではないんですが、安全保障的な観点もありますけれども、考えた場合に、多くの人にきちっと定住して、ずっと住んでいただかなきゃならないという観点から、特別に支援する措置をとろうじゃないかということで、生活費が高い部分もそうなんですが、そういう議員立法を、今、考えております。これは国土交通省の離島振興のためのこれまでの予算だけでは十分ではないということもございまして、財務省ともかけ合い、例えば内閣官房の予算でそういうものが出ないかという話もしているところでございます。

各省の人や委員の方々がおられますので、そのような動きがあるということが、一般の離島振興の法律を補完するような形で必要なことをやらなければならないという状況について、私は座長ではございますが、あえてご説明を申し上げたいと思いますので、皆様方のご支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

ほかに、委員の方は。どうぞ。

【儀間委員】　ここでやるお話かどうか、わかりませんが、ただいまの議案については是として認めていきたいと思っております。今、ちょうど座長がお話になった離島の話なんですけれども、釈迦に説法かもわかりませんが、離島を思うときに、離島の自立をよく言うんですが、これは、どうしても政府の支援がないと、現実的になかなか難しいんです。例えば、小さな離島を見ると、サラリーマンがいて、所得税が払える、その他の課税客体がほとんどない。所得税が払える人たちは、村の役場職員、学校の先生、JAの職員、郵便局、大体、そんなもんなんです。それで税収を上げて自立した村政、町政をやろうとすると、課税客体がありませんから、ほとんどゼロなんです。

そういうことで、今、座長がおっしゃった航路の手伝いとか、荷物が動くときの運び代

とか、そういうものはやはり手当てをしていかないと、さっき松原先生がおっしゃった法人税、そういうものを加味して行って、政府の支援をしてもらわんといかんと思います。

もう1つ、私は沖縄ですから申し上げさせていただきたいんですが、沖縄は、いわゆる本島というものが3つございます。沖縄島本島、宮古島本島、石垣島本島、それぞれ、おかげをもちまして、沖縄島本島の周辺離島、屋我地島、古宇利島、これは橋がつながりました。その前に瀬底島がつながりました。宮古島本島に3つの離島から3つの橋がつながりました。来間、伊良部、池間とつながりました。

そこで、沖縄島本島の北の端っこに、伊是名と伊平屋という隣同士の兄弟島があるんですが、何を言おうとしているかという、いわゆる離島同士の架橋の話なんです。本島とははるかに遠い。しかし、近い離島があって、その離島をつなげば何とかしのいでいける。しかも国境を維持していく。西村国交副大臣がおっしゃったように、また皆さんがご承知のように、国境離島が持つ存在意義というのは大変なものがありますから、そういう意味で、離島をつなげて豊かな生活に少しでも進めていかないと。

この伊是名と伊平屋いう島、北の端っこにありますが、島間は5キロあって、真ん中にまた島があって、海上距離は5キロですが陸上が入りますから、2キロちょっとずつの離島なんです、この間、橋をかけようという運動が、今、始まっております。座長におかれても、ぜひこの両島の島を橋で結んでいただいて、今、やっている赤字航路の港湾を、船舶を一つにする、製糖工場を一つにする、ちょっとした空港をつくって、橋をつないで両村合併をして、そういうことをやっていけば、ちょっとずつ前進し、観光客も増えていくのではないかと島民たちの大変な期待があり、また、沖縄県からもそのような期待があることですので、ぜひとも皆さんでご一考いただいて、この両島の位置図を確認しながら、ご理解いただければありがたいと思います。

蛇足になりますが、伊是名、伊平屋と書くんですが、伊平屋が一番北側で、伊勢神宮の伊と平清盛の平と、平（へい）、屋根の屋、伊平屋島、次の隣が、これも伊是名島といって、伊勢神宮の伊と、是非の是と名前の名、由緒ある両島ですが、是非ともご理解いただきますように、この場が適当だったかどうかわかりませんが、お願いして、話を終わりたいと思います。ありがとうございました。

【細田（博）分科会長】 ほかにございますか。

【松原委員】 座長、もう2回目なんで簡単に言いますが、やはり都市の特区というのがある、税制控除が、実際あるわけです。そこは財務省は了解しているわけです。しか

し、国の重みからいったら、離島というのは、今、座長がおっしゃったいわゆる国境離島も含めて、都市の重要度に負けない重要度があるとするならば、都市においては税制のさまざまな減額措置もあるということが、実際、行われている中で、やはり法人税を若干でも下げることがあれば、そういった意味では雇用も極めて増える。そうすると、いろいろな問題が改善される可能性があるのですが、従来の方針では、やはり人口減を含めて、これを抑え切れていないということを含めて、ぜひとも、特に細田先生は財務省にも影響力があると思いますから、その辺を含めて、離島特区を気合いを入れて持ち上げていただきたいと思っています。

【細田（博）分科会長】 ご指摘がありましたので、各党にも税制の専門の委員会、調査会等もごございますので、それも含めまして、ただいまおっしゃいました、沖縄の場合は沖縄振興法という、助成の程度としては非常に厚い法律があったり、奄美振興法という特別法があって、さまざまな法的な問題もありますけれども、いずれにしても、離島に住む人の気持ちというのは、どこに住もうと同じことをございますので、またその苦勞も同じような程度で、内地に比べて大変なハンディキャップがあることは紛れもない事実でございますから、また皆さんと力を合わせて、関係各省も十分な配慮をいただきたいと思ひます。

ほかにございますか。どうぞ、武部委員。

【武部委員】 ありがとうございます。

施策については大変問題はないんですけれども、特に15番の災害についての保全施設等の整備ということが書かれておりますけれども、ぜひともこれは強化していただきたいと思ひます。資料5の23ページにも、昨年、礼文島におきまして土砂災害が発生されて、お二方、亡くなられておられます。

特にこの中にも書いていますけれども、離島は、災害が起きたときに近隣の市町村から応援をしていただくことができない特殊な事情がありますので、礼文町におきましても、役所の職員が、全部、出払っちゃって、何かあっても、役場に電話をかけても誰も出ないとかいうことも、実際ありましたので、役場だけではなくて、いろいろな団体、自治会も含めて、協力体制をしっかりととるのが大事だと思いますので、災害時の避難計画も含めた対策について、しっかりと指導していただきたいと思ひます。

また、おそらく国道のない離島もたくさんあるんだと思ひます。直接、国が関与できない離島もございますので、例えば礼文でも、離島の中で道路が土砂で埋まってしまって、

離島の中で孤立した地域もありました。そこは北海道の管轄になるので、北海道も頑張っていたんですけれども、国と都道府県と自治体、そういったところとの連携をしっかりと強化しなければ、離島の災害、口永良部島の噴火もそうですけれども、できないところもありますので、特に南海トラフ地震ですとか、首都直下地震ですとか、影響の出る離島もおそらくたくさん出てくると思いますので、そういった細かい離島への災害時の支援とか対策ですとか、そういったところをしっかりとやっていただきたいと思います。

【細田（博）分科会長】 自治体の方々も、どなたか、ご発言ありますか。どうぞ。

【甲斐委員】 佐渡市長の甲斐でございます。

地元でいろいろと、今、苦勞している点、4点ばかり。いろいろと施策の中でご支援をいただけることにつきましては感謝を申し上げますが、1点目は、何と言っても人、物の運賃、輸送の経費でございます。これを解決しない限りは、どんなに頑張っても産業もだめですし、観光もだめになるということでございますので、先ほど座長さんからもお話がございましたが、ぜひ、私はJR並み程度のというのがまず一つのものじゃないかなという考えを持っておりますが、これをぜひひとつお願いをしたいと思っております。

2点目は、今、農業とか漁業とかをやりたいということで、島に入ってくる人が実は随分といるんです。これに対して、農水省さんのほうでいろいろなところでご支援いただいております。ただ、支援期間が切れますと、大体、帰っちゃうんです。これはどういうことかということ、言葉が悪いかわかりませんが、まんまが食えないんです。つまり生活ができる水準というのをやっていかなきゃならない。私ども佐渡市は、自治体として所得保障というものを、今、取り組んでおります。そのことによって生活ができるということがございます。

もう1つ、お願いをしたいのは、やはり教育改革だと思っております。どうもすべての高等学校が、大体、普通高校化したところに私は問題があると思っております。つまり、地元の企業、産業を伸ばしていくためには、それを担う子どもたちを育てていかなきゃならないんでありますが、普通高校というのは、大体、大学進学が一番のメインでありますから、これをもう一度、考えていかなきゃならないなと思っております。

最後でありますけれども、今回、特措法によりまして、廃屋の対策が随分と改善をされました。感謝申し上げます。ただ、最後、残っているものは、どうしてもお金がないという人はお金を出してくれないんです。つまり、我々自治体が、解体するときにはどうしても出さざるを得ない。この辺のものは、もう一步入って、ご支援、ご指導をいただければ

ありがたいと思っております。

つまり、陸続きのところでは、やろうと思えば、他の市町村、横の市町村との連携がとれるんです。ただ、離島の場合は、連携がとれないんです。したがって、そこでB/Cとかコストということだけを考えるとやはり問題があるので、当然、経費もかかるわけでありまして、そういう意味では、連携がなかなかとりづらいのが離島でございますので、その辺の工夫もぜひお願いをしたいし、それぞれの各省庁の幹部の方々におかれましては、ぜひ離島を回っていただきたいと思っております。経費が出るわけですから問題ないと思えますけれども、どのくらいの運賃がかかるのか。私ども、佐渡から新潟まで病院で通院をいたしますと、往復1万円以上かかるんです。これじゃ、病院へ行きたくてもなかなか行かれないという実態でございますので、その辺も、ぜひ現地において、今後、ご指導いただくことをお願いをいたしたいと思っております。

ありがとうございます。

【細田（博）分科会長】 ほかにございますか。

それでは、多数ご意見をいただきました。平成26年度に講じた施策についてはご報告いただきまして、関連のご質問、ご意見があったわけでございますが、今後とも、皆様のご意見をさらに実施をする段階でございますので、特に最近では地方創生という法律ができておりまして、市町村ごとにいろいろな知恵を出せるような枠組みもできたわけでございます。そこに財政的支援ということもございまして、離島を横串で考えるか、個々に考えるかという手法はありますけれども、ぜひ地方創生の枠と離島振興を重ね合わせながら離島の振興を図っていくということが大事だと思っておりますので、皆様方と、今後とも、努力をしてみたいと思えます。

最後に、西村副大臣から一言、ご挨拶をお願いいたします。

【西村副大臣】 本日は、委員の皆様方におかれましては、大変貴重なご意見を、特に離島振興の施策につきまして賜りまして、まことにありがとうございました。本日の皆様方からちょうだいいたしましたご意見、また地元の皆様のご意向など、しっかりと踏まえまして、本日、出席しております関係省庁と緊密に連携をとりまして、離島地域における定住促進などの施策の着実な推進に最大限努力をしてみたいと思っております。今後とも、皆様方のご指導、賜りますよう、心よりお願い申し上げます。ご挨拶にかえさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

【細田（博）分科会長】 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。

なお、本日の議事の概要につきましては、この会議が終了後、速やかに公表したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方には、お忙しい中、ご熱心なご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

以上をもって閉会とさせていただきます。ありがとうございます。

【西村副大臣】 どうもありがとうございました。

—了—